

次世代育成支援対策推進に関する花ノ木医療福祉センター行動計画の詳細

趣旨

職員が仕事と育児・介護等家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

I 計画期間 平成28年2月22日より平成31年3月31日までの2年1ヶ月間

II 目標と対策

1 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備制度

目標：

平成31年 3月31日までに、義務教育までの子どもを持つ女性職員については、保護者参観等への参加は一定取得されるようになったが、今後、男性職員も含めた全職員を対象に、特別有休休暇活用を推進する。

対策：所内掲示版等を利用し、保護者参観等の推進に対し広報する。

2 看護休暇を時間単位で取得を制定

目標：

平成31年 3月31日までに、看護休暇を時間単位で取得できるよう整備する。

対策：

就業規則等を整理して、看護休暇の時間単位の取得ができるように取り組む

また、アンケートを随時行い、今後どのような措置があればよいか意見集約し、検討実施する。

さらに、次世代育成支援対策推進法に定められている子育て支援のための行動計画の策定（変更）については、労働者に周知することが求められているため、行動計画の概要を、インターネットのホームページ以外にも、所内の掲示板（パソコン上）に掲載、各部署に配布、役職者会議で説明すると共に、退職者や再雇用希望者にも所内報や研修資料送付等により広報します。